

高崎市告示第217号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として下記のとおり指定した。

平成25年5月24日

高崎市長 富岡賢治

記

指定区域

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
産-2	高崎市箕郷町矢原2030番、2031番、2032番、2033番、2034番、2035番、2037番、2038番、2038番2の一部、2039番、2040番、2037番先道	エ

備考 埋立地の区分

ア 令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域

イ 令第13条の2第2号に規定する埋立地の区域

ウ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第1号に規定する埋立地の区域

エ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、規則第12条の31第2号に規定する埋立地の区域

オ 令第13条の2第3号ロに規定する埋立地であって、規則第12条の32に規定する埋立地の区域